

監査公表第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 7 月 24 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦
彦根市監査委員 馬 場 和 子

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 27 年 5 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
5 月 8 日	地域経済振興課 農林水産課
5 月 12 日	危機管理室 公有財産管理室 総務課
5 月 27 日	人事課 清掃センター

2 監査の方法

各所属とも、平成 26 年度（平成 27 年 3 月末日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

地域経済振興課における小規模企業者小口簡易資金貸付について、貸付件数が少なく、また金融機関に基金を預託して貸し付ける方法は必ずしも効率的とは言えないことから、低金利である現在の金融情勢も踏まえ、これまでとは異なった小規模企業者支援策を検討されたい。

人事課における安全運転管理について、職員の不注意による公用車の事故が後を絶たない状況である。今後は、その原因を分析し、安全運転研修や日常の交通安全指導等に反映するなど事故を減らすための実効ある方策を講じられたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。